

民生・児童委員制度の現状

役割	高齢者や生活困窮者、子育て家庭等の要保護者の情報把握や相談を実施し、社会福祉制度の施策を地域住民の要請に適切、効果的に結びつける。
定数	10,324人（H28.12）
配置基準	70～440世帯に1人（地域によって異なる） ※主任児童委員は、各地区民生児童委員協議会に2～3人
平均年齢	63.3歳 ⇒ 63.9歳 主任児童委員は 54.6歳 ⇒ 54.8歳 （ H25.12 ⇒ H28.12 ）

- 子育て支援や孤独死の問題など、地域における福祉課題の複雑・深刻化により、業務が増大している。
- 28年12月現在の充足率は91.9%
欠員のある地区では隣接区域を担当する民生児童委員や会長の負担が大きくなっている。
- 国の配置基準に対する定数の充足率は約30～60%であるが、現行の都定数でも欠員が生じていることから、ただちに国基準を満たすことは難しい。
- 平均年齢は上昇傾向にあり、今後の安定的な人材確保等について懸念がある。

民生・児童委員の地域における活動に協力できる人材を確保し、その活動を支援することにより、地域福祉の強化を図る。

民生・児童委員協力員事業

役割	民生・児童委員が行う各種行事や子育てサロン等の運営、委員活動に関する広報や配付物に関する業務、高齢者等の見守り活動などを担うことにより、民生・児童委員の活動に協力する。
位置づけ	都知事の委嘱によるボランティア
要件	・地域の在住者を原則とする。 ・厳格な年齢制限は設けない。
定数	1,197人（各地区民児協に3名程度）

民生児童委員の機能強化

- ・協力員が、地域行事や部会活動への参加、企画準備等に協力することで、民生・児童委員活動の充実を図る
- ・協力員が、高齢者等の見守りや通学路の安全確保、配付物などの業務の一部を担うことで、民生・児童委員が要支援者等を発見するための「地域の眼」を増やす

安定的な人材確保に向けて

- ・協力員が民生・児童委員の活動とその意義を知ること、民生・児童委員の後継者育成につなげる
⇒ これまで121人が協力員から民生委員に就任

事業費

- 【区市町村交付金】 本事業に協力するために区市町村が支出した経費を都の基準により負担する。
（①区市町村協力費、②活動費、③ボランティア活動保険）
- 【研修】 東京都民生児童委員連合会に委託して実施

30年度予算額 16,283千円

実施状況

委嘱者数（30年4月1日現在）

区市町村 〔実施数〕	実施状況		
	地区数 （総数）	委嘱者数 （定数）	内OB
区部 〔13区〕	55地区 （273地区）	91人 （819人）	58人
市部 〔18市〕	58地区 （116地区）	121人 （348人）	75人
町村 〔3町村〕	3地区 （10地区）	7人 （30人）	5人
計 〔34区市町村〕	116地区 （399地区）	219人 （1197人）	138人

区市町村で依頼している主な業務

→別紙「平成30年度民生・児童委員協力員 区市町村が設定する協力員の業務」のとおり

「民生・児童委員協力員事業の活用に関する報告」（都民連報告）より

- 検討結果から見てきたものとして、事業利用の二極分化が挙げられている。
- ・定数に対して充足率は2割以下
 - ・今後の事業利用の意向については、「利活用していく方針」の区市町村が6割、単位民児協が3割。「導入しない」との結論に至った区市町村が4割、単位民児協が7割近く（平成27年調査結果）
- ※平成30年4月1日現在、事業を利用しているのは34／59区市町村、116／399単位民児協